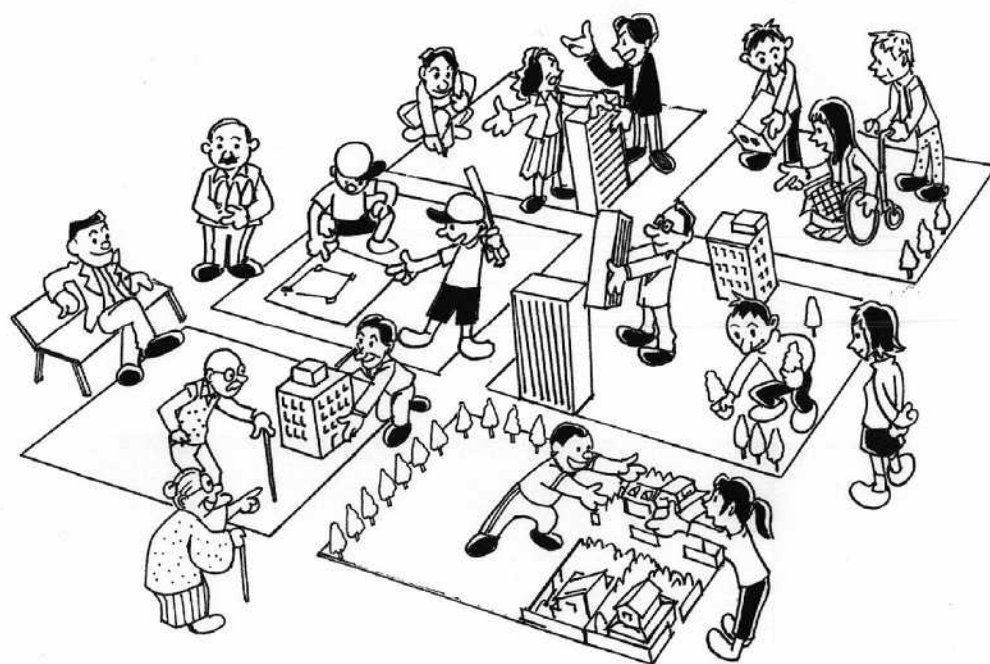


平成18年度街づくり年次報告書



2007年4月
大和市

はじめに

この報告書は、大和市みんなの街づくり条例第23条（年次報告）の規定に基づいて、協働の街づくりの推進状況を明らかにするため作成しました。

内容は、平成18年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況です。昨年度に引き続き、「景観」への取り組みに関する内容を詳しく掲載しています。また、今後の街づくり活動への参加を促すために、19年度の事業予定なども掲載しています。

なお、本書のほか、報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめ、市内の公共施設などに配布することで広く情報提供が行えるようにしました。

参考...条例第23条（年次報告）

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

本編及び概要版は、ホームページにて掲載しております。

目次

1. 地区計画、建築協定等の活用		
1 - 1. 地区計画、建築協定等の活用	(第7条)	2
1 - 1 - 1. 地区計画		
1 - 1 - 2. 建築協定		
2. 街づくり組織・計画・協定等		
2 - 1. 地域街づくり協議会	(第8条)	4
2 - 1 - 1. 地域街づくり協議会		
2 - 1 - 2. 地域街づくり協議会を目指す組織		
2 - 2. 地区街づくり推進団体	(第10条)	6
2 - 2 - 1. 地区街づくり推進団体		
2 - 3. その他の街づくり組織	(第20条)	8
2 - 3 - 1. 大和駅周辺の再開発事業関連		
2 - 3 - 2. 土地区画整理事業関連		
3. 開発事業の協議等		
3 - 1. 開発事業の協議等	(第13条)	10
3 - 1 - 1. 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議		
4. 街づくりへの支援		
4 - 1. 地域街づくり協議会への助成	(第16条)	11
4 - 2. 地区街づくり推進団体への助成	(第17条)	11
4 - 3. 情報の提供等	(第18条)	11
4 - 3 - 1. 街づくりフォーラムやまと		
4 - 3 - 2. 街づくり学校		
4 - 3 - 3. その他		
4 - 4. 街づくり専門家の派遣等	(第19条)	15
4 - 5. 市街地開発事業への支援	(第20条)	15
4 - 6. 表彰	(第22条)	16
4 - 6 - 1. 街づくり賞		
5. その他		
5 - 1. 街づくり推進会議		17

資料1：地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

資料2：街づくり組織等位置図

資料3：大和市みんなの街づくり条例

各ページの「HP」欄には、大和市都市整備課ホームページ「やまと街づくりサロン」（アドレスは裏表紙記載）をトップページとしたリンク先を記載しています。

1. 地区計画、建築協定等の活用

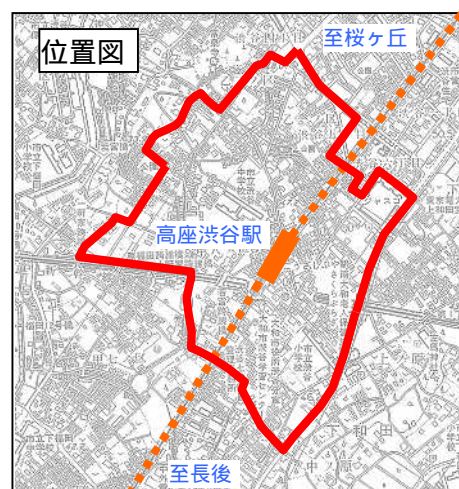
1 - 1 . 地区計画、建築協定等の活用(第7条)

1 - 1 - 1 . 地区計画(平成18年度都市計画変更件数：1件)

地区計画...良好な生活環境を整備・保全するために、地区単位で建築物の用途や建築形態、公園や道路などの公共施設等の配置を定める制度。市の事例として、「千本桜地区地区計画(2-2.参照)」など。

渋谷南部地区地区計画(変更)

告示	平成19年3月29日
変更	歩行者空間の充実や商業集積の誘導のため、～について変更 地区施設 建築物の壁面の位置の制限 建築物の敷地面積の最低限度 建築物等の高さの最高限度
背景	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため



1 - 1 - 2 . 建築協定(平成18年度認可件数：5件)

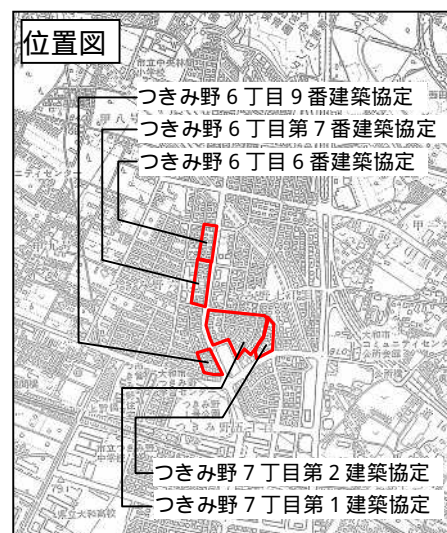
建築協定...良好な環境を保全するため、住民全員の合意によって協定区域を定め、建築基準法の制限よりも厳しい規制をしようとするために結ばれるもの。

つきみ野6丁目6番建築協定(更新)

公告	平成18年9月5日
内容	建築物の敷地、位置、形態及び用途など
期間	5年
背景	地元発意による住環境保全のため

つきみ野7丁目第2建築協定(更新)

公告	平成18年9月21日
内容	建築物の敷地、位置、形態及び用途など
期間	10年
背景	地元発意による住環境保全のため





つきみ野 6 丁目 9 番建築協定（更新）

公告	平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日
内容	建築物の敷地、位置、形態及び用途など
期間	1 0 年
背景	地元発意による住環境保全のため



つきみ野 7 丁目第 1 建築協定（更新）

公告	平成 1 8 年 1 2 月 1 日
内容	建築物の敷地、位置、形態及び用途など
期間	1 0 年
背景	地元発意による住環境保全のため



つきみ野 6 丁目 7 番地建築協定（更新）

公告	平成 1 9 年 2 月 8 日
内容	建築物の敷地、位置、形態及び用途など
期間	5 年
背景	地元発意による住環境保全のため

2. 街づくり組織・計画・協定等

2 - 1 . 地域街づくり協議会(第8条)

地域街づくり協議会...地域の街づくりに関する連絡調整や地域の街づくりを総合的に推進する組織。

2 - 1 - 1 . 地域街づくり協議会 (1 団体)



相模大塚まちづくり協議会

エリア	<p>相模大塚駅周辺 4 自治会区域(相模大塚北,上草柳西,桜森,扇野)</p> <div style="text-align: center;"> </div>
代表者	会長 中村 英夫
構成員	委員 4 1 名(周辺 4 自治会及び関係団体、企業より選出)
設 立	平成 4 年 7 月
認 定	平成 1 2 年 6 月 2 8 日
活動内容	<p>地域活性化への取組み 相模大塚駅周辺バリアフリーチェックの実施(8 月)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>相模大塚まちづくり協議会と上草柳西側四自治会が、相模大塚駅周辺のバリアフリーチェックを実施(住民約 4 0 名が参加)。まとめた内容を、相模鉄道(株)や市に提出した。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【実地調査】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【まとめ作業】</p> </div> </div> <p>定例会(役員中心に活動の検討)(月 1 回) 必要に応じて専門家からアドバイスをもらった 総会(事業報告・決算報告/事業計画・収支予算の承認、役員選出) 活動 P R (広報紙の発行 2 回、『ふれあい広場』等への参加、街づくりフォーラムへのパネル展示)</p>
市の支援	協議会への助成(4 - 1 . 参照)、活動に対する助言など

今後の 予定	地域活性化への取組み（啓発イベントの継続） 「地域街づくり計画」の認定にむけた合意形成
H P	[市民街づくり組織] - [相模大塚まちづくり協議会]

2 - 1 - 2 . 地域街づくり協議会を目指す組織(1団体)

つきみ野まちづくり委員会

エリア	つきみ野自治会区域（つきみ野1丁目～8丁目）  [約114ha]
代表者	会長 岩崎 清昭
構成員	委員約20名
設立	平成14年7月7日（平成16年3月より現在の名称に変更）
活動内容	<p>街づくりに関する活動 将来の姿や街づくりの目標をまとめた「つきみ野地域街づくり構想（案）」の作成に向けて活動 学習会（6月）</p> <p>「街づくり構想をつくることの意義」について、 専門家を招いての講義や意見交換を実施</p> <p>地域別懇談会の実施（11月）</p> <p>つきみ野を南北に分け、地域別の懇談会を実施</p> <p>素案についての説明会の実施（3月） 協働事業「道路環境美化ボランティアの里親制度(アダプト・プログラム)」 植栽柵への花植え、定例清掃（月1回）の実施 交通安全プロジェクト（大和警察署へ提案書を提出）</p>  <p>【地域別懇談会】</p>
市の支援	活動に対する助言、専門家派遣など（4-4参照）
今後の 予定	平成18年度の実施活動の継続 「つきみ野地域街づくり構想」の策定 「つきみ野地域街づくり構想」の実現に向けた活動

2 - 2 . 地区街づくり推進団体(第10条)

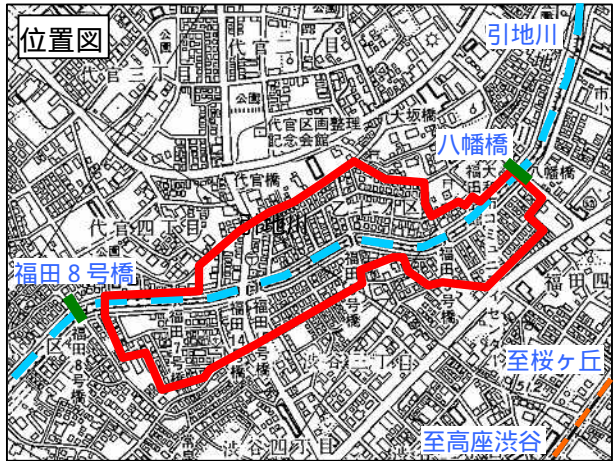
地区街づくり推進団体...地区の街づくりを推進するため街づくり活動(ルールづくり等)を行う組織。


2 - 2 - 1 . 地区街づくり推進団体(2団体)

南林間南一条通り商店街街づくり委員会 (「南林間南一条通り商店街街づくり協定」H11.7.14 認定)

エリア	南一条通りに面している区域(南林間1丁目1番地先~同7番地先) 
代表者	委員長 宮東 悠
構成員	委員 49名
設立	昭和63年9月
登録	平成11年6月18日
活動内容	街づくり協定の管理運営
市の支援	・窓口にて街づくり協定の説明・協力依頼
H P	[市民街づくり組織] - [南林間南一条通り商店街街づくり委員会]

千本桜街づくり委員会(「千本桜地区地区計画」H13.7.16 告示)

エリア	千本桜自治会区域(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内) 
代表者	会長 藤丸 武
構成員	委員 22名

設 立	平成 1 1 年 4 月
登 録	平成 1 1 年 6 月 1 4 日
活動内容	<p>「千本桜地区申し合わせ事項」 (地区計画を補完する住民間の約束ごと)の管理運営 新住民への周知・P R 地域活性化への取組み 定例会(活動内容の検討等)(月 1 回) 活動のP R(広報紙の発行等) 公園リフォームについて市との調整 街並み探索<第 3 回、上福田・田中地区コース>(1 0 月) 田中八幡宮、引地台公園、福田神社などの街並みを探索</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【街並み探索 1】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【街並み探索 2】</p> </div> </div>
市の支援	・活動に対する助言等
今後の予定	地区計画、申し合わせ事項のP Rと検証 子ども神輿や防犯パトロールへ協力 街並み探索
H P	[市民街づくり組織] - [千本桜街づくり委員会]

2 - 3 . その他の街づくり組織(市街地開発事業)(第20条)

2 - 3 - 1 . 大和駅周辺の再開発事業関連(2団体)

市街地再開発事業...市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新のために行う事業。

大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合

エリア	大和南一丁目8、9、10番地内 [約1.2ha]
代表者	理事長 田代 益廣
構成員	22名
設立	平成11年7月8日
活動内容	<p>組合設立に向けた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会(通常総会1回、臨時総会2回) ・組合設立に関する事項等を協議する理事会(23回) ・再開発事業に関する勉強会・説明会(5回) ・商業施設・公益施設の視察会(2回) ・活動のPR(会報の発行3回) ・住宅保留床取得予定者と協定書を締結 ・測量、権利調査、基本設計、資金計画作成等を実施 ・事業計画、定款の作成
市の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に対する助言や事業計画案に関する調整等 ・活動費の助成(4-5.参照) ・事業に対する補助金の支出
今後の予定	・準備組合は3月28日に解散。同日「大和駅東側第4地区市街地再開発組合」が設立され、施行者として本格的に事業を推進する。

大和駅東側再開発等促進協議会

エリア	大和駅東側プロムナードを中心とした範囲 [約7ha]
代表者	会長 臼井 信之
構成員	38名
設立	平成2年5月22日
活動内容	<p>まちづくりに関する協定の管理 東側各街区との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会(1回)
市の支援	・窓口にてまちづくり協定の説明・協力依頼
今後の予定	平成18年度の実施活動の継続

2 - 3 - 2 . 土地区画整理事業関連 (1 団体)

土地区画整理事業...道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業。

大和市下鶴間高木土地区画整理組合

<p>施行地区</p>	<p>大和市下鶴間字甲一号 1 7 6 番地他</p>  <p>[約 4.9ha]</p>
<p>代表者</p>	<p>理事長 井上 進</p>
<p>権利者</p>	<p>3 4 名</p>
<p>設立認可</p>	<p>平成 1 6 年 6 月 1 1 日 (組合設立認可公告)</p>
<p>事業概要</p>	<p>目的 緑豊かな自然環境を活かした良好な市街地形成 整備方針 「緑と都市が共生するうるおいのあるまち」 旧河川を 1 箇所を集約し、緑地の保全に配慮</p>  <p>【下鶴間高木】</p>
<p>活動内容</p>	<p>造成工事・下水道整備・道路築造工事等</p>
<p>市の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合事業に対する技術的な指導、助言 ・区画整理助成規則に基づく、公共施設整備等に要する費用の助成
<p>今後の予定</p>	<p>地区計画の都市計画決定 換地計画認可・換地処分・組合解散</p>
<p>H P</p>	<p>[区画整理]</p>

3. 開発事業の協議等

3 - 1 . 開発事業の協議等(第13条)

3 - 1 - 1 . 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議

大和市街づくり指導要綱...良好な生活環境を確保することを目的として、宅地開発事業及び中高層建築物を建設する事業の適正な施行を指導するための要綱。

→ 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議件数

年度		平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度
事前協議合計		8 5	8 5	9 6	9 5
(内訳)	開発行為	3 3	2 6	3 5	4 6
	建築行為	3 7	4 0	5 3	3 2
	ワルム	1 5	1 9	8	1 7

→ 要綱に基づく協議事項

- ・お知らせ看板の設置
- ・近隣住民への説明
- ・最低敷地面積の確保
- ・駐車・駐輪場の確保
- ・緑地等の確保
- ・電波障害の防止
- ・下水の排水施設
- ・共同住宅におけるごみ停留所の設置 など

4. 街づくりへの支援

4 - 1. 地域街づくり協議会への助成(第16条)

相模大塚まちづくり協議会 82,000円

【内訳】広報紙の印刷費など

4 - 2. 地区街づくり推進団体への助成(第17条)

地区街づくり推進団体に対し、平成18年度は助成を行っていません

4 - 3. 情報の提供等(第18条)

4 - 3 - 1. 第13回街づくりフォーラムやまと

街づくりフォーラム...市民が街づくりに参加するためのきっかけづくりの場として開催するイベント。

と き	平成18年9月30日(土) 13:00~16:00
と ころ	保健福祉センターホール
テ ー マ	大和の景観調査発表会 ~色彩・歴史・眺望の視点から~
内 容	第13回街づくり賞表彰式 講演「景観を市民のモノにする」(工学院大学助教授 窪田亜矢) 調査発表「それ行け!景観調査隊」
特 徴	・景観をテーマに開催 ・「講演」では、景観法の概要や活用方法と、景観を市民のモノにするためのヒントやツールを紹介 ・「調査発表」では、市民が色彩・歴史・眺望の3つのテーマについて調査した成果を発表
参加者	約130名
主 催	第13回街づくりフォーラムやまと実行委員会、大和市
企画運営	・月2回の全体会議の他、担当ごとに集まり企画検討    【ポスター】 【調査風景】 【フォーラム当日】
今後の予定	平成19年度は行わない(別途、景観計画策定にむけた検討や、地域別ワークショップを実施)
H P	[街づくりフォーラム] - [第13回街づくりフォーラムやまと]

4 - 3 - 2 . 街づくり学校

街づくり学校...市民の自主的な街づくり活動に対する「学習の支援」として行う市民講座。

回数	全2コース(5～6月=ゼミコース、11～12月=基礎コース)
内容	ゼミコースでは「景観」、基礎コースでは「防災」をテーマに実施
今後の予定	ゼミコース第三期(11月頃実施予定、テーマは未定)



ゼミコース第二期

とき	平成18年5～6月(全3回) 【第1回】5月27日(土)9:00～12:00 【第2回】6月10日(土)9:00～12:00 【第3回】6月17日(土)9:00～12:00
ところ	下鶴間ふるさと館
テーマ	「歴史景観資源を活かした街づくり・景観づくり」 ～下鶴間ふるさと館(旧小倉家住宅)を中心に～
参加者	23名
内容	<p>下鶴間ふるさと館を中心とした周辺地域の歴史景観資源について学び、それらを活かす方法について、参加者全員で考えた</p> <p>第1回「歴史景観資源と街づくり・景観づくり」 【講師】 土屋侯保(大和市長) 鈴木俊治((有)ハーツ環境デザイン) 【内容】 講演 「下鶴間ふるさと館を活かした景観形成」 講義 「歴史景観資源と街づくり・景観づくり」</p> <p>第2回「地域の特性を知ろう」 【講師】 社会教育課・都市整備課職員 【内容】 講義(ふるさと館周辺の歴史等について) まち歩き (周辺地域の歴史景観資源を探索)</p> <p>第3回「歴史景観資源を活かす方法を考える」 【講師】 鈴木俊治 【内容】 まとめ(周辺地域の景観づくりについて) ワークショップを行い、それを発表)</p> <p>参加者の中から、自主研究会を結成。今回学んだことをもとに歴史景観について考え、その成果を第13回街づくりフォーラムやまとて発表(4-3-3.参照)</p>
H P	[街づくり学校] - [ゼミコース第二期(2006.5～6)]



基礎コース第二期

と き	平成18年11～12月(全3回) 【第1回】11月11日(土)9:30～15:30 【第2回】11月25日(土)9:30～15:30 【第3回】12月 2日(土)9:30～12:00
ところ	市役所 本庁5F研修室、会議室棟201・202会議室
テーマ	「防災街づくりを学ぼう!」～震災に強い街づくりとは～
参加者	21名
内 容	<p>街づくりを「防災」の面から見直し、「震災に強い街づくりとは何か」を学び、街を実際に歩いての点検や建物の簡単な骨組みモデルを作成</p> <p>第1回「防災街づくりとは?」 【講師】中林一樹(首都大学東京教授) 【内容】まち歩き(防災の観点から街点検)講義 (防災街づくりのポイントについて)</p> <p>第2回「街づくりの視点から建物を見直そう」 【講師】高橋国彦(建築設計工房) 相原聰((有)相原聰建築設計事務所) 【内容】講義「地震に強い建物とは?」 実習(紙模型を使い、耐震性を体験)</p> <p>第3回「防災街づくりについてまとめよう」 【講師】中林一樹 【内容】まとめ(第一回 街歩きで点検した事から、防災街づくりの問題や課題について考え、それを発表)</p>
H P	[街づくり学校] - [基礎コース第二期(2006.11～12)]



4 - 3 - 3 . その他

街づくり学校自主研究会

街づくり学校自主研究会...街づくり学校ゼミコース第二期参加者の中から、景観についてさらに見識を深めようと集まった有志メンバー(4-3-2.参照)。

と き	平成18年7～9月
会 員	3名
内 容	<p>街づくり学校で学んだことをもとに歴史景観について考え、その成果を第13回街づくりフォーラムやまとで発表 調査研究(現地の再調査、発表内容の検討) 発表(第13回街づくりフォーラムにて)</p>
H P	[街づくりフォーラム] - [第13回街づくりフォーラムやまと]





「街づくりすと」の活動

街づくりすと...街づくり推進のため、市民により構成された市民リーダー。街づくり学校の全コース(基礎・専修・ゼミ)を修了することで、「街づくりすと」として登録可能。

登録者	14名(新規登録4名)
内容	街づくりフォーラム実行委員会(4名) 街づくりフォーラム実行委員会へ参加し、中心的役割を担った 「街づくり学校」の受講者サポート(4名) 街づくり学校基礎コース第二期において、まち歩きの先導やワークショップのまとめ役として参加者をサポートした 「景観セミナー(下記)」への参加(7名) 「街づくりすと」の集い(6名) 今後、「街づくりすと」として行う活動について検討した
今後の予定	「街づくり学校」の受講者サポート 「景観計画づくり研究会」(平成19年5~10月予定)への参加 「街づくりサロン通信」の記事作成 「街づくりすと」の主体的な活動の検討



「街づくりサロン通信」の発行

街づくりサロン通信...街づくりに関する情報提供を目的とした広報紙。

発行	2回(第14号 10月31日発行、第15号 3月31日発行)
配布先	庁内、学習センター、コミュニティセンターなど
今後の予定	平成19年度中に1回発行 「街づくりすと」主体で作成することを検討
H P	[街づくりサロン通信]



景観セミナー「景観まちづくりと景観計画」

景観セミナー...景観計画策定にむけた第一歩として開催する市民講座。

とき	平成19年3月24日(土)10:00~12:00
ところ	保健福祉センター 5階 501会議室
参加者	23名
内容	講義(大和市の景観づくりの取り組みと今後の予定) グループワーク(これからの大和の景観づくりの実現策について)
H P	[景観づくり] - [景観セミナー]

4 - 4 . 街づくり専門家の派遣等(第19条)

街づくり専門家...都市計画や景観などに関する専門的な知識や経験を有する者。

派遣	専門家(敬称略)	回数
市	<p>街づくり学校の講師(6回)</p>   <p>鈴木俊治(ゼミコース) 中林一樹(基礎コース)</p>   <p>相原聡(基礎コース) 高橋国彦(基礎コース)</p>	6回
地域街づくり協議会	<p>相模大塚まちづくり協議会の活動へのアドバイス(啓発イベント等)</p>  <p>吉田洋子</p>	4回
	<p>つきみ野まちづくり委員会の活動へのアドバイス(「つきみ野地域街づくり構想」(案)作成の検討)</p>  <p>大戸徹(つきみ野)</p>	1回

相模大塚まちづくり協議会への派遣に関する費用は、協議会の活動費から支出

4 - 5 . 市街地開発事業への支援(第20条)

大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合
・資料作成費、事務所費等

344,000円

4 - 6 - 1 . 第13回街づくり賞

街づくり賞...快適な街づくりを推進し、大和らしいまちを創造することを目的に、地域の街づくりに貢献した活動、良好な空間や街並みを演出した個性的で魅力的な事例を表彰する制度。

「活動部門」...住民等で組織され、街づくり活動に取り組み、良好な街づくりに寄与した活動を表彰

「事例部門」...良好な街並みの創造に寄与した街づくりの事例を表彰

応募	活動部門0件、事例部門14件(6件受賞)
表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回街づくりフォーラムやまとの中で表彰(4-3-1.参照) ・市長より賞状と記念品を受賞者へ贈呈
受賞事例	<p>事例部門</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>柳橋2丁目 19,20番街区の街並み(柳橋)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>緒里都&暮らしの ギャラリー(福田)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>T邸「矢倉沢往還 の緑豊かな庭」(下鶴間)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>金子邸「矢倉沢往還 の風格ある門構え」(下鶴間)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>北島生花店(つきみ野)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>大和市障害者自立 支援センター(鶴間)</p> </div> </div>
今後の予定	街づくり賞候補事例の募集(第14回の募集締切りは6月末予定) 第14回街づくり賞の選定、表彰
H P	[街づくり賞] - [第13回]

5. その他

街づくり推進会議...街づくりに関する重要事項の調査審議することを目的に設置された、街づくり条例に基づく市の附属機関。

5 - 1 . 街づくり推進会議

→ 会議内容（5回開催）

	と き	主な内容
第1回	5月30日	・「みんなの街づくり条例」の見直しについて（その2） ・「市民自治区検討推進会議」委員の選出について
第2回	7月28日	・第13回街づくり賞の選定（諮問）
第3回	10月17日	・都市計画マスタープランの見直しについて ・屋外広告物条例の制定について
第4回	11月28日	・「みんなの街づくり条例」の見直しについて（その3）
第5回	3月16日	・「みんなの街づくり条例」の見直しについて（その4）

平成17年度に、【「みんなの街づくり条例」の見直しについて（その1）】を行いました。

→ 街づくり推進会議委員（任期：平成17年4月1日～19年3月31日）

相原 聡（関係団体委員）	中林一樹（知識経験委員：会長）
石間 勇（市民委員）	並木直美（知識経験委員）
亀田陽子（市民委員）	成瀬房子（市民委員・街づくりすと）
古谷田文隆（地域街づくり協議会代表者）	野口 宏（関係団体委員）
志村直愛（知識経験委員：会長職務代理）	吉田洋子（知識経験委員）
菅 孝能（知識経験委員）	（50音順 敬称略）

→ 今後の審議事項

みんなの街づくり条例の見直し
景観行政・屋外広告物行政への取り組み


→ H P

[街づくり推進会議]


資料 1

地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

…平成 18 年度に定められたルール。

 地区計画

	名 称	告示日	背 景
1	南林間駅西地区地区計画	H 8. 5.10	地元発意による商業活性化のため
2	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
3	渋谷北部地区地区計画	H11. 1.22	"
4	千本桜地区地区計画	H13. 7.16	地元発意による住環境保全のため
5	大和駅東側第 4 地区地区計画	H18. 2.27	市街地再開発事業に合わせて、良好な街並みの形成を図るため
6	渋谷南部地区地区計画	H19. 3.29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため（既存の計画の変更）

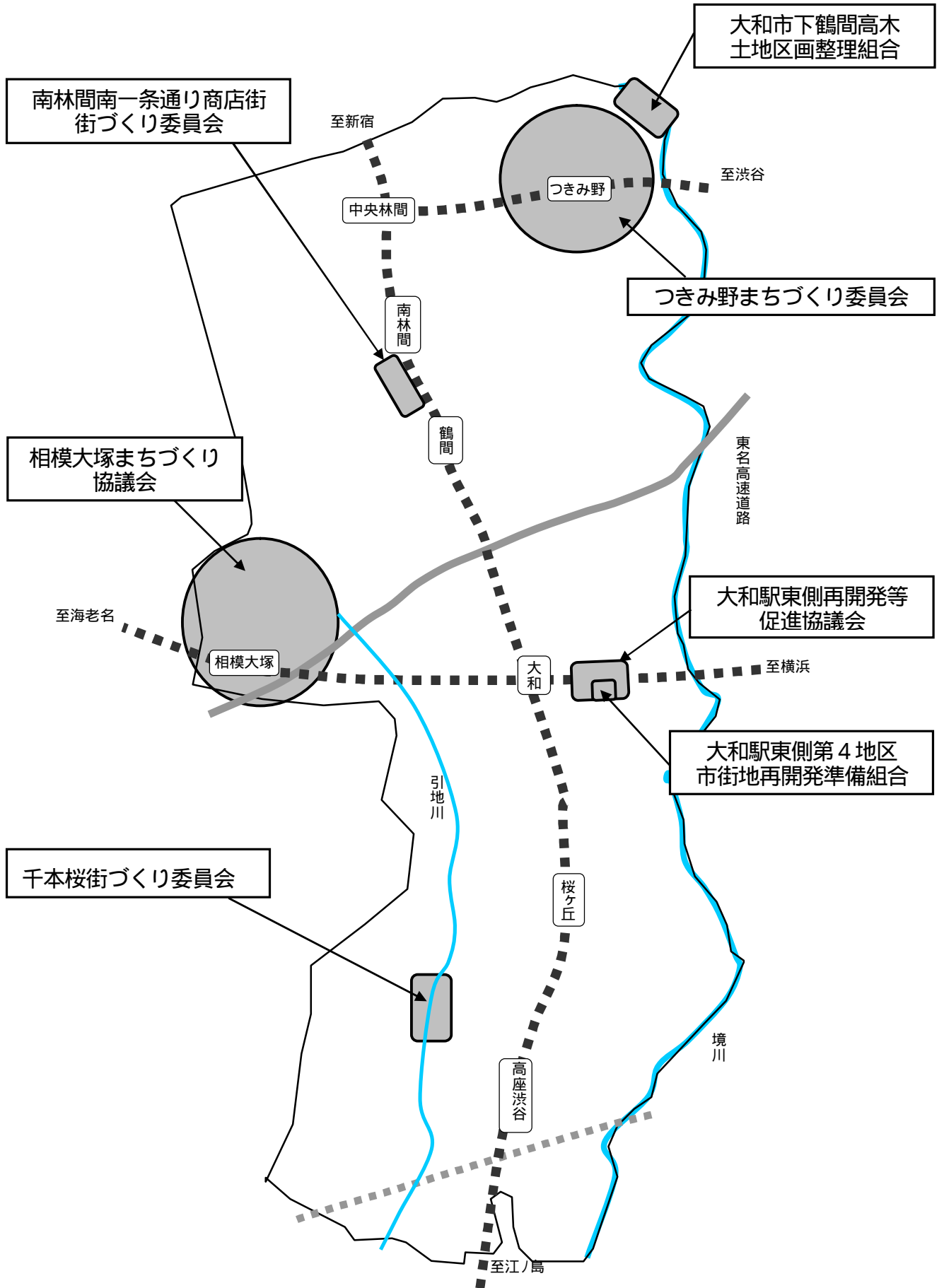
 建築協定

	名 称	公告日(期間)	背 景
1	つきみ野 6 丁目 1 番地地区建築協定	H 9. 7.10(10 年)	地元発意による住環境保全のため
2	つきみ野 6 丁目 5 番地建築協定	H10.10. 2(10 年)	"
3	相鉄上和田第 3 地区建築協定	H10.11.12(10 年)	"
4	西鶴間 8 丁目建築協定	H12. 5.23(10 年)	分譲宅地開発のため
5	つきみ野 6 丁目 8 番地建築協定	H12.12.12(10 年)	地元発意による住環境保全のため
6	つきみ野 6 丁目第 1 建築協定	H13. 6.15(10 年)	"
7	つきみ草建築協定	H13. 9.13(10 年)	"
8	鶴間台 6 区建築協定	H14. 7.22(永年)	住宅地としての環境の維持増進のため
9	コートアベニューつきみ野建築協定	H14.12. 9(10 年)	分譲宅地開発のため
10	つきみ野 8 丁目 1 3 番地建築協定	H15. 4. 1(10 年)	地元発意による住環境保全のため
11	あきしの台分譲地建築協定	H17.10.19(10 年)	分譲宅地開発のため
12	つきみ野一丁目第三建築協定	H17.11.17(10 年)	地元発意による住環境保全のため
13	大和柳橋建築協定	H18. 3.14(10 年)	分譲宅地開発のため
14	つきみ野 6 丁目 6 番建築協定	H18. 9. 5(5 年)	地元発意による住環境保全のため
15	つきみ野 7 丁目第 2 建築協定	H18. 9.21(10 年)	"
16	つきみ野 6 丁目 9 番建築協定	H18.10.25(10 年)	"
17	つきみ野 7 丁目第 1 建築協定	H18.12. 1(10 年)	"
18	つきみ野 6 丁目 7 番地建築協定	H19. 2. 8(5 年)	"

 街づくり協定

	名 称	締結日	認定日	背 景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11.6.22	H11.7.14	地元発意による商業活性化のため

街づくり組織等位置図



大和市みんなの街づくり条例(平成10年3月26日公布)

目次

- 第1章 総則(第1条~第7条)
- 第2章 地域街づくり協議会(第8条・第9条)
- 第3章 地区街づくり推進団体(第10条・第11条)
- 第4章 街づくり協定(第12条)
- 第5章 開発事業(第13条~第15条)
- 第6章 街づくりへの支援(第16条~第22条)
- 第7章 雑則(第23条・第24条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 本市内において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 地区 地域における一定の区域をいう。
- (3) 住民等 地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

(基本理念)

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

(市民の責務等)

第4条 市民は、前条に定める街づくりの基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念のっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念のっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

3 市は、基本理念のっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

(地区計画、建築協定等の活用)

第7条 市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画(法第12条の4

1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。)、建築協定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。)及び第12条に規定する街づくり協定を活用するように努めなければならない。

第2章 地域街づくり協議会

(地域街づくり協議会)

第8条 市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。

- (1) その構成員が住民等であること。
- (2) その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

(地域街づくり計画)

第9条 市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりに推進するために地域の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定することができる。

- 2 地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第3章 地区街づくり推進団体

(地区街づくり推進団体)

第10条 市長は、地区の街づくりに推進することを目的とした団体で、別に定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することができる。

- 2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなければならない。

(地区街づくり方針)

第11条 市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりに推進するために定めた活動の具体的な方針を、地区街づくり方針として認定することができる。

- 2 地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第4章 街づくり協定

- 第12条 市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする住民等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができる。

第5章 開発事業

(開発事業の協議等)

- 第13条 次の各号に掲げる事業(以下「開発事業」という。)のいずれかを行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、開発事業を行う前に、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、法第4条第15項に規定する都市計画事業については、この限りでない。
- (1) 法第4条第12項に規定する開発行為で、法第29条に規定する許可を要するもの
- (2) 大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例(平成9年大和市条例第9号)第2条第1号に規定する中高層建築物の建築
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の協議に当たっては、良好で安全な市街地を形成するために必要となる指導及び助言をすることができる。

(勧告)

- 第14条 市長は、開発事業者が前条第1項の規定による協議に応じない場合又は同条第2項の指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該開発事業者に対し、協議に応じ又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

- 第15条 市長は、開発事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該開発事業者の意見を聴いたうえで、当該事実を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、推進会議の意見を聴かなければならない。

第6章 街づくりへの支援

(地域街づくり協議会への助成)

- 第16条 市長は、地域街づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(地区街づくり推進団体への助成)

- 第17条 市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

- 第18条 市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

- 第19条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

- 第20条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

- 第21条 市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

- 第22条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動及び街づくりの事例を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

第7章 雑則

(年次報告)

- 第23条 市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。)及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する

別表に次のように加える。

大和市街づくり推進会議	大和市みんなの街づくり条例(平成10年大和市条例第7号)の規定に基づき、街づくりに関する基本的事項又は重要事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は街づくりの推進に関する事項につき、市長に意見を述べる。	13以内
-------------	--	------

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(省略)

平成18年度街づくり年次報告書

発行 大和市

編集 大和市 都市部 都市整備課 街づくり推進担当

住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1

TEL 046-260-5483

FAX 046-264-6105

E-Mail t-seibi@city.yamato.lg.jp

URL <http://www.city.yamato.lg.jp/t-seibi/index.htm>

発行日 平成19(2007)年4月
